

朝霞法人会発第8号  
令和2年4月20日

役員各位

公益社団法人 朝霞法人会  
会長 川合良平



緊急事態宣言発令後の事務局の勤務体制について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より法人会活動にご尽力を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言発出にあわせ、上部組織である全国法人会連合会ならびに埼玉県法人会連合会・浦和法人会では、既に事務局職員の勤務を時間短縮体制にて対応、それに伴い、電話対応時間を午前10時から午後4時として実施中であります。

当会事務局職員の勤務については、本日までは通常勤務体制をとっておりましたが、感染症拡大防止の観点から全法連・県連・浦和法人会と歩調をあわせて、明日4月21日から5月6日（水）までの間、午前10時から午後4時の時間短縮勤務にて対応してまいりたいと存じます。

なお、至急の対応が必要な場合には、事務局の局長・次長の各携帯あて、ご連絡をお願いいたします。皆様方には、ご迷惑・ご不便をおかけするかと存じますが、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上